

## イタリア靴下編機メーカー・ロナティ社が台湾製模倣機をめぐる訴訟に勝訴

商品形態模倣となると中国のメーカーよりも積極的な台湾企業でも、他企業の知的財産権を侵害すると簡単には責任を逃れられる時代ではなくなっている。

靴下編機の歴史的なブランドを誇るイタリア・ロナティ社にとって、技術は全てだ。ブレシャ県に本社を構えるロナティ社が所有している靴下自動つま先縫製装置の特許は、予てより台湾の大康織機股份有限公司（DA KONG ENTERPRISE CO., LTD.、以下ダコン社）及び、ロナティ社が買収したメーカーの元社員が創業したイタリアのサンライズ社（SUNRISE SRL）の標的となっていた。

ロナティ社製機械を模倣しようとする 2 社の試みに対して、ロナティ社は速やかに防止対策を講じようと、サンライズ社との協力のもとでロナティ社と対等の競争力を得られたことを発表したダコン社のプレスリリースを証拠として収集してきた。そして、ダコン社製模倣機の公開が 2013 年・イスタンブール開催“ITM”国際展示会や 2014 年・義烏国際展示会などで世界的な規模になった時点で、ロナティ社は産業財産権侵害として初めて制裁を要求した。それにもかかわらず、機種名を「ITOE」から「DK-B318i」へと変更したダコン社製編機は 2015 年・ミラノ開催“ITMA”国際展示会にて展示された。

そして、先月ミラノ地方裁判所知的財産権部はダコン社・サンライズ社に模倣機販売の停止と納入機の買戻しを命じる販売禁止・押収命令を発出した。ロナティ社の立場としては、今後 2 社に対して損害賠償と利益の返還を請求する意思を示している。

「本件では特許制度が確かに機能しており、特許権を模倣行為から保護する手段が十分にあることが明らかになった。」と、この事件を担当したガッリ・チェーザレ弁護士がコメントした。

携帯電話関連の特許権を侵害したと、同裁判所に 2 百万ユーロ強もの損害賠償を命じられた韓国・サムスン電子社の事件でも見られるように、知的財産権の保護に活用できる法的な手段が迅速かつ効率的だと言えよう。